

令和5年度 住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金



◀市ホームページ（令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金）

令和5年度の住民税均等割のみ課税世帯を支援するため、給付金を支給しています。
問い合わせ＝給付金コールセンター（☎22 - 0005）※土、日、祝日を除く午前9時～午後5時

■受給権者

支給対象となる世帯の世帯主

■支給額

1世帯あたり10万円

■支給対象

次の①・②に該当する住民税均等割のみ課税世帯
※住民税均等割が課税されている人の扶養親族のみの世帯を除く

- ①令和5年12月1日時点で桐生市の住民基本台帳に登録がある
- ②令和5年度「住民税均等割のみ課税者」または「均等割のみ課税者と非課税者」で構成される

■令和5年1月1日以前から桐生市に住所のある世帯

2月9日（金）に、対象世帯の世帯主あてに確認書を郵送しました。5月31日（金）までに、確認書を返送してください（当日消印有効）。

■令和5年1月2日以降に桐生市に転入した世帯または転入した人がいる世帯

申請が必要です。申請書は、市ホームページにあります。申請用紙をダウンロードできない人や、令和5年度の住民税を申告していない人は、給付金コールセンターへお問い合わせください。

住民税非課税世帯または均等割のみ課税世帯給付金への「こども加算」



◀市ホームページ（令和5年度「こども加算」）

住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税世帯への給付金を受けた世帯のうち、18歳以下の児童がいる世帯に「こども加算」として支給します。
問い合わせ＝子育て支援課子育て支援係（☎47 - 1150）

■支給額

対象児童1人あたり5万円

■支給方法

支給決定通知の郵送後、2週間を目安に給付金の支給口座へ振り込みます。

■対象児童

基準日（令和5年12月1日）に同一世帯で扶養している18歳以下の児童（平成17年4月2日生まれ以降）

■申請が不要な人

給付金受給済みの世帯に「支給決定通知」を郵送します。記載内容に変更がなければ、申請は不要です。

■申請が必要な人

次の①・②に該当する場合、申請書などの提出が必要です。

- ①基準日以降に出生した児童（令和5年12月2日～令和6年3月31日生まれ）
- ②単身で寮に入っているなど、別居しているが生計が同一である児童